

道徳性における普遍と特殊

—「國民道德」と倫理学の関係を中心に—

廣田佳彦

1. はじめに—問題の所在—

2000年（平成12年）3月に内閣総理大臣の私的諮問機関として教育改革国民会議が発足し、その報告として「教育を変える17の提案」がなされた。この提案は、具体的には次の4つの視点より記述されている。第1に「人間性豊かな日本人を育成する」、第2に「一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育成する」、第3に「新しい時代に新しい学校作りを進める」、第4に「教育振興基本計画と教育基本法」である。

このなかで第1の「人間性豊かな日本人を育成する」の視点において、さらに「学校は道徳を教えることをためらわない」という項目が挙げられている。そして次のような前置きがなされ、具体的な提言へと続いている。「学校は、子どもの社会的自立を促す場であり、社会性の育成を重視し、自由と規律のバランスの回復を図ることが重要である。また、善悪をわきまえる感覚が、常に知育に優先して存在することを忘れてはならない。人間は先人から学びつつ、自らの多様な体験からも学ぶことが必要である。少子化、核家族時代における自我形成、社会性の育成のために、体験活動を通じた教育が必要である。」そして、具体的な提言である。「小学校に道徳、中学校に人間科、高校に人生科などの教科を設け、専門の教師や人生経験豊かな社会人が教えられるようにする。そこでは、死とは何か、生とは何かを含め、人間として生きていく上での基本の型を教え、自らの人生を切り拓く高い精神と志を持たせる。」

この教育改革国民会議は、首相の私的諮問機関であり、その「教育を変える17の提案」をめぐっては、この会議の委員と当時の文部省（現文部科学省）関係者との間において意見の対立がみられたという。なかでも、この道徳を教科にするという提案については、当時の文部省は学習指導要領改訂直後であり、また教科にする場合の教科書の作成、そして昨今とくに問題となっている評価方法の確立などの課題があることを指摘し、現状における教科化への動きには積極的ではなかった。¹

一方、この道徳を教科にするか否かの動向をめぐる本質的な問題は、現状の「道徳の時間」が特設された経緯や社会的背景と、その根底において酷似していると言わざるを得ない。このことに関しては、元文部科学省教科調査官押谷由夫氏の優れた先行研究に詳しい。²周知のとおり、日本の教育における道徳教育の位置付けは、先の第二次世界大戦を境に大きく異なると言えよう。端的に言えば、戦前において道徳教育は特殊な位置付けであった。すなわち、修身科という教科が設立されて、のちに「教育ニ關スル勅語」の発布を経て、明治末期の「國民道德」の提唱とともに修身科が変容し、最終的には『國體の本義』に示される修身のあり方へといきつくることになるのである。³ところが、日本の敗戦にともない修身科は廃止となり、のちに公民教育構想

の展開を経て、社会科の新設へと至る。そして、道徳教育は学校全体で行うことを原則として、新設社会科を中心にしてすすめられることになる。

また、その後の様々な社会情勢の変革を経て、「道徳の時間」が特設される直接の契機は、押谷由夫氏の研究によれば、1956年（昭和31年）中等教育課程分科審議会における道徳教育に関する活発な議論であるという。⁴ 当初、当該委員会においては具体的に「道徳科独立」という表現が用いられ、積極的に当時の文部省の見解を問う発言がなされている。これに対して、当時の文部省としては、委員各位の見解によるものしながらも否定的な見解を示している。しかしながら、委員会では引き続きたとえ修身科というものではなくてもそれに代わるもの必要性を説く意見が多く示されることになる。さらにその後も、道徳教育の審議に相当な時間を費やし、結局のところ教育課程審議会は関係者一同総意のもと、道徳教育のための時間を特設することを決定する。そして1958年（昭和33年）の審議会答申では、その基本方針が次のように示されている。

「道徳教育の徹底については、学校教育全体を通じて行うという従来の方針は変更しないが、さらにその徹底を期するために、新たに『道徳』の時間を設け、毎学年、毎週継続して、まとまつた指導を行うこと」として、当時の文部事務次官通達にて1958年（昭和33年）度から実施することが求められた。⁵

そして、1958年（昭和33年）度の特設「道徳の時間」からおよそ半世紀のち、現在において先述したように道徳を教科にするという提言がなされている。ここにおいて、本質的な問題として、これらの経緯の根底に潜む問題は一体如何なるものなのだろうか。たとえて言えば、何故道徳を教科にするという提言がなされるのであろうか。このことに関しては、様々な見解がみられるが、そのなかのひとつに次のようなとらえかたがある。それは、学校教育において人間とはどう生きるのか、人間としてどうあればよいのかなどについて、子どもたちが十分に考えられる時間をカリキュラムのなかに確保していくかなくてはならない、というとらえかたである。言い換えるれば、しっかりと自分をみつめ、そして人間として生きるとはどういうことかを真剣に考える、さらにその生き方を自分らしく追い求めるという、内面的な力を耕す時間を小学校から高等学校まで一貫して教育課程のなかに位置付ける、というとらえかたであろう。⁶

ここにみられる「人間としてどう生きるか」、「人間としてどうあればよいのか」という問題は、道徳的価値にかかわることがらであり、また倫理学の課題でもあると考えられる。そして、まさにこの道徳的価値にかかわる問題や倫理学の課題でもあることがらは、近代日本明治以降の教育のあゆみのなかで複雑な経緯を辿りながらも、その本質的な理解は今もってなされていないと言わざるを得ない。すなわち、道徳の時間を特設する、あるいは道徳を教科にするなどといずれであっても、道徳を如何にとらえるのかということがまず検討されなければならない。

本稿においては、近代日本明治以降の教育のながれのなかで、明治末期から第2次世界大戦の日本の敗戦に至る間、日本国民が守るべき道徳規範として定められた一種のイデオロギーとしての「國民道徳」をとりあげ、その内容を検討することによって、近代日本明治以降の教育のなかで、道徳が如何にとらえられてきたのかを明らかにしたい。具体的には、道徳性における普遍と特殊の問題を考察の契機とし、「國民道徳」と倫理学の関係を中心に検討していく。まずは、明治末期にはじまる「國民道徳」の素描からはじめたい。

2. 「國民道德」—その嚆矢「國民道德の要旨」—

「國民道德」ということばが公にみられるのは、1910年（明治43年）5月に当時の文部省（現文部科学省）によって定められた師範学校教授要目であるとされている。そして、さらにこのことばは、旧文部省主催師範学校修身科教員講習會において、東京帝國大學教授穂積八束および同教授井上哲次郎、さらに同助教授吉田熊次の3名の講演をその契機として広く用いられるようになった。

ここにおいては、具体的に1911年（明治44年）先の穂積八束法學博士が、東京帝國大學法科大學において行った旧文部省主催の師範學校中學校高等女學校等教員講習會講習員に対する講演の要領をまとめた『國民道德の要旨』（1912年、明治45年1月、旧文部省発行）を参考に、「國民道德」の素描を試みたい。

まず冒頭において、旧文部省訓令第15号をもって発布となった中學校教授要目の第4學年および第5學年における修身科のなかで、「特に、修身科の教授の終に於て、我國道德の特質、我國道德の由来、祖先崇拜、忠孝一致、愛國奉公」ということが掲げられていると示され、これが中等教育における修身教授の眼目であると強調され、いる。⁷次いで、國民道德教育の本旨として、以下のように示されている。「抑、國民道德の教育の本来の要點は、我國民をして我國體の本領を能く知らしめ、此國體を永く擁護して我國、我民族の圓滿なる發展を期すと云ふことにある。」そして、この目的のために國民教育なるものがなされるのであって、國民道德はこのことを根本の大義とするものであると、穂積八束は述べている。続けて、「此我國體と云ふは則ち萬世一系の天皇が我國を統治したまふことであって、而して我民族は其保護の下に平和に生存を全うすることにある」という。したがって、このような國民教育の目的を達成するためには、「我民族固有の制度と我民族固有の道德觀念とを明らかにして、而して之を我子孫に傳ふる」ことが肝要であるととらえられているのである。⁸

また、穂積は、そもそも國民道德とは何であるかについて、以下のように説明を加えている。「國民道德と云ふは、唯人間が守るべき所の道と云ふやうに、平坦に解して居るやうな類もありますけれども、元來國民道德と云ふは、國民たる資格に伴ふ道德の意味であります、是は特殊の道德觀念を意味するものである。國と云ふ觀念なくしては、此道德觀念はないであります。若も唯人間と云ふ觀念のみあって、國と云ふ觀念なくんば起らざる所の道德である。それ故に是は特殊の道德觀念であります。」⁹このように穂積は、國民道德とは人間が國や家において共同の生活を成立せしめるための要件を示したものであるととらえ、言い換えれば、國民道德の觀念は日本の國および家に対する觀念と切り離すことはできない特殊な道德觀念であると明言するのである。したがって、國民道德というものは、各國において特色があつて然るべきであるというのである。

続いて、当時の日本社会のみならず現代に至るまで日本人の意識のなかに非常に大きな影響を残し続けていると言わざるを得ない、家および國の觀念について、穂積の解釈は是非はともあれ単純なまでに明解である。すなわち、家には家長權があり、國には主權がある、日本の國の場合は萬世一系の皇位というものが存在し、これが家における血統を重んじることと連動し、祖先崇拜へと続く觀念を生じることになると言うのである。さらに、穂積は、これらの觀念の延長線上に忠孝一致の觀念の重要性を、「忠孝と云ふことは、通常の觀念を以て見ますれば、君父を崇敬

して一身を捧げて柔順に是に事へ奉ることの意味である」と述べ、祖先崇拜の大義との関連においてとらえているのである。¹⁰

穂積は、國民道德の概要を以上の如く講述したうえで、いよいよ「國民教育本来の仕事」にとりかかることが必要であると強調する。すなわち、穂積のいう「古来の歴史に現はるゝ所の國民道德の神髄、精華と云ふものを解剖術に依って抽出して、而して其純白なるものを更に将来の國民に注射して行く」ことが、國民教育の仕事であるというのである。そしてこのことが「教育ニ關スル勅語」に示されており、「忠孝の大義は實に我國體の精華であつて、教育の淵源である」ということである。¹¹

そして、この忠孝の大義が何故國民道德の大本であるのかについて、穂積は「國家法理上の結構に於て之を必要とする」と表現で縷々自説を展開するが、このことは教育の権利の問題にまでおよぶものと考えられる。¹² すなわち、穂積によれば、家や國が栄える第1の要件は、統一と秩序であるという。そして、統一と秩序は、その集団の構成員がその集団の有する公の権力に柔順である様子を示すものであるという。ここで用いられている表現は、「柔順に服従する有様」や「柔順奉公の義」などということばであり、このことが家および國という集団の統一と秩序を維持する要件となると考えられている。さらに、「道徳の徳目は皆社會公同の秩序と利益とのために存するものたらざるはない」と述べ、忠孝が家および國における「服従の大義」を示すものであるとまで断言するのである。¹³ すなわち、服従がなければ保護もありえない、保護を求めるのであれば服従しなければならない、したがって、子どもが親の保護を受けるということは親と子どもは対等ではありえず、子どもが親の権力に服従すればこそ保護を受けることができるという考え方である。國と臣民との関係も然りであるという考え方である。事ここに至っては、教育の本質にかかわる論議は、全く無用ということになるのであろう。¹⁴

最後に、穂積はあらためて忠孝の觀念説明を明確にすべく、西洋諸国の中でもスイスの例なども引き合いにしながら、次のように明言している。すなわち、「國各ゝ存立の歴史があります、故に國體が異なるのである。國體は歴史の結晶である」というように、歴史のありようを強調するのである。続けて、同じ人間でありながら顔が異なるが如く、國の制度もまたそれぞれその成立の事情つまり歴史的背景や経緯などが異なるものである。したがって、ある國における「建國の要素」なるものは、他の國における「建國の要素」とすることはできない、などという誠に単純で論理とも言い難い説明を続け、次のように結論づけている。すなわち、道徳のありようにおいて「萬國共通なる要件」を求めるることは不可能に近いことであり、もしそのことが可能となつたとしても、それは至極抽象的なものとならざるをえない。したがって、日本は日本の「建國の要素」を明らかにし、これを國民道德の中心として國民教育に邁進していくかなければならぬと、締めくくるのである。¹⁵ このような穂積にみられる論旨の展開が、以後明治末から大正を経て昭和の教育へと引き継がれていくことになるのである。

3. 井上哲次郎の『國民道德論』—近代國家日本の教育へのかかわり—

次に、明治初期においてドイツ哲学を紹介し日本のいわゆるアカデミズム哲学のあり方を方向付け、さらに「教育ニ關スル勅語」の解釈として『勅語衍義』を著し、のちに「國體」を中心とする道徳的価値意識の形成に大きな影響をおよぼすことになる井上哲次郎の『國民道德論』を検

討することによって、当時の國家の教育へのかかわりについての考察を試みたい。

井上は、『國民道德論』の序において、この書が1910年（明治43年）から1912年（明治45年）にかけて当時の東京外國語学校（現東京外国語大学）および文部省（現文部科学省）脩文館における師範學校脩身科擔任教員対象の「國民道德の研究」ないし「國民道德の大意」と題して講述されたものをあらためてまとめなおしたものであると記し、その冒頭は國民道德と國民教育との関係についての記述ではじまる。このテーマは、まさに國家と教育のかかわりをその本質において問うものであるといえよう。すなわちこのことは、國家とは何かについて、教育の領域において問い合わせ直すことであり、また教育の本質にかかわる教育の自由と権利の問題でもあると考えられるのである。井上は、「國民道德は國民教育の中に於ては主要なる地位を占めて居るものである」、そして「元來此國民教育は國民を國民として教育する目的が有るから起つて居るものである」と述べ、井上が「國民」という表現に拘泥することがうかがえる。¹⁶しかしこのことは、個人がまさにひとりの人間であることのまえに、國民であることを要求するという考え方である。続けて、井上はこの國民教育は「各個人を単に各個人として教育した丈けでは不十分」であり、それでは本来の教育の目的を達したことにはならないと断言するのである。「個人を個人として教育するの外、國民といふ團體の上から見た教育の必要が有るのであります。即ち國民自衛の為に必要な教育を施さなければならぬ。國民として存続し發展する資格を備へるように教育を施さなければ、教育の目的といふものは達せられて居らぬのであります。」¹⁷このような井上の見解や、ここにみられるような教育目的は、まさに日露戦争後の日本のあらたな國家意識の昂揚がその背景にあったと言えよう。

また、井上がいう國民教育のあり方としては國民道德が重要な位置を占めており、その意味するところはまさに「國民として教育する」ということであると理解することができる。この國民として教育するということは、日本における近代的な学校教育のはじまりを高らかに謳う「學制」（1872年、明治5年）のなかに示されている重要かつ基本的な理念のひとつである。¹⁸そして、この「學制」に先立ち、幕末から維新期にかけて指導的な役割を果たした政治家のひとりである木戸孝允が、いわゆる五箇条の御誓文にいうところの「旧来ノ陋習ヲ破り」に象徴される文明開化路線を推進するための教育のあり方についてのべた建言書がある。このなかで、木戸は次のように述べている。「元來國之富強は人民之富強にして、一般之人民無識貧弱之境を不能離ときは王政維新之美名も到底属空名、世界富強之各国に対峙する之目的も必ず失其実。付ては一般人民之智識進歩を期し、文明各國之規則を取捨し徐々全國に學校を振興して大に教育を被為候儀、則今日之一大急務と奉存候。」¹⁹このような時代背景のもと、井上はさらに國民として教育することの意味を考究すべく、特に國民道德の「歴史性」に着目するのである。すなわち、國民道德は「民族的・精神的の顯れ」であるととらえ、この民族的精神が次第に「歴史的に」展開し社会のなかで顯れてきたのが國民道德であるというのである。

ここでとりわけ問題となることは、井上の強調する「歴史性」である。この問題は、一連の教育基本法改正論議や教育振興基本計画策定などのながれのなかにみられる「日本人としてのアイデンティティ（伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する心）」を高めていくことの重要性を説く提言と、その方向性は酷似していると言えよう。そこでまず、井上の強調する「歴史性」の意味を検討しておきたい。井上によれば、道徳というものはもともと東西の差異はそれほどみられないが、具体的な実行や手段方法については随分異なると考えられるという。したがって、それぞれの國民のおかれている状況が異なれば、そこには必ず「特殊の國民道德」の展開の軌跡がみられ

る。そして、その「特殊の國民道徳」の展開は、まず氣候風土という地理な関係やまた民族性などの影響も大きいということができるが、井上は何よりも「歴史の成績」が國民道徳の性質を確定するうえで最も重要な要素であると断言する。したがって、國民道徳の研究に関しては歴史的な考察が最も重要であり、このことをふまえれば結論として次のような見解に至ることになるという。すなわち、「國民道徳は其國民に特有なる道徳であります。それが自然國民の當に守るべき道徳となつて来る次第でありますけれども、國民道徳といふのは、其一般普遍の道徳（即ち世界道徳）に反対するやうな性質のものでは無い、一般普遍の道徳は個人として守るべきものであるといふ事は論ずる迄もないことであります。併し一般普遍の道徳といふことの外に國民として特に守るべき道徳がある。長き歴史を持つて居る以上は、其國民の特有なる道徳が發展して來て居る。此特有なる道徳が即ち其國民性の顯現であつて、又其健全なる發展を促す所以である。國民自衛と云ふ着眼點から見ると、國民道徳は其國民に取つては非常な重大なものとなつて来る。一般普通の個人的道徳以外に、國民教育の上から國民道徳といふものを明かにせんければならぬ。國民道徳は其國民に特有なる發展をなして來て居る道徳である。それは國民の當さに守るべきもので、それを守つて居る間、國民としての生命があるのであります。」²⁰ このように井上は、一般普遍の道徳の「外に」國民として守るべき道徳があり、それは「長き歴史を持つ」ことに由来するものであると考え、とりわけ「國民」としての意識を重視するのである。このことは、当時の日本のおかれた状況、すなわち世界における帝国主義と国際関係の動向、具体的には欧米列強のアジア進出などの経緯からすれば、明治新国家建設の途次にある日本が、特に國家意識や「國民」としての意識の昂揚を企図すべく、國民教育の観点から國民道徳を明らかにすることをめざしたこととも理解することができよう。一方、現代においてもまた先述したように「日本人のアイデンティティ（伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する心）」を高めていくことが重要視されていることも事実である。そしてこれらの接点となるものが、井上の強調する「歴史性」と言うこともできよう。そして、ある国家ある民族がその自らの歴史を顧みて、そこに自らの立脚点を見出そうとするることは否定することはできないであろう。ただ、そこで問題となるのは、自らの國家意識や自らの民族意識を常に批判的にとらえなおすことができるか否か、すなわち特殊な視点にのみ偏らず、普遍的なありようをもその視野に入れることができるか否か、ということである。この問題は、具体的には國民道徳と倫理学の問題であると言ふことができよう。そこでこの國民道徳と倫理学の関係について、まずは井上の見解の検討からはじめておきたい。

井上は、國民道徳は倫理學説のなかの実践倫理というひとつの研究分野であり、また倫理學説は教育において應用されうるものでなければならぬととらえている。そして井上は続けて、「倫理學説は實際上何う云ふ具合に説くことにしたならば、國民に適應するかということを見なければならぬ。又適應して居ると考へても、應用上には尚ほ多少の工夫を要するものであります。倫理學説は何時でも何の國民にも一様に適應するとは限らないのであります。随分一つの國民に適應することも他の國民に應用しやうといふと不都合を来たすやうな事があります。」と述べ、倫理學の普遍性に疑問を投げかけている。²¹ そして、國民道徳と倫理學説の相互関係は、それらを應用する際に明らかになるという。すなわち井上によれば、國民道徳は「無意識に」發展しており、一方倫理學説は「廣く研究して學理を明かに」するものであり、したがって倫理學説の方が國民道徳より遙かに進んでいるととらえられている。しかしながら、「國民道徳は一個人の考に出でたものでは無く、民族全體の精神的產物であり」かつ「本能的であり感情的である」、また「倫理學説は何しろ個人個人の倫理學者の唱道したものであり」かつ「知識的推論的のも

の」であると述べ、これら両者のへだたりは少なくはないと明確な論拠なく井上は述べている。²² そして井上は、結局のところ國民道德は民族間における長い年月を経て普及しているものであるとらえ、その本質的なあり方は「過去」にあると考えている。この井上の視点は注目すべきであり、先述したようにある民族がその自らの過去を振り返ること自体は否定されるべきことではないが、問題は如何なる過去をどのように振り返るのかということである。もちろん井上も、過去にのみにとらわれるのでは保守的になりやすいので、将来をも見据えるため倫理學説と國民道德とを「相待つ」の関係にしておく必要があるとも述べてはいるのである。

しかし、井上がとらえる「過去」のありようやまた「過去」のとらえかたは、如何様に解釈しようとその特殊性は免れず、なおかつその絶対性を強調するに及んでは客観的な議論の枠組みの外にあると言わざるを得ない。すなわち、井上は國民道德のあり方に関して十二分に倫理學説の影響をも認識しながらも、ことに教育にかかる場合、一般普通の道德ということの「外に」國民として特に守るべき道德があると考える。そしてここに、先述したようにこの國民道德のあり方に関して、歴史的研究の必要性やその本質的なあり方と、「過去」との関連に繰り返し言及し、これらのことと「國體」という言葉に表されるところへ収斂させていこうとする意図が、井上をとおしてみるとできよう。現在ではほぼ死語となりつつあると思われる「國體」という言葉であるが、その本質的に意味するところは1937年（昭和12年）当時の文部省が自ら編纂発行した『國體の本義』のなかで「眞に我が國獨自の立場に環り」と明らかに記されている。そしてこの「國體」という言葉は、今でいえば差し詰め「国のかたち」というイメージであろうか、あるいは昨今の教育改革関連の審議会答申にもみられる日本人のアイデンティティ重視ということでもあろうか、いずれにしてもこの「國體」という概念が國民道德と深く結びつくものであると、井上が最初に指摘しているのである。

井上によれば、「實は日本の國民道德の起つて來た重なる原因は、一種特色ある此國體であります。國體と一緒に結付いているのである。それで國體の性質を明かにしますれば、自然國民道德というのもも了解し得られるやうになって居ります。」というとらえかたである。²³一方、國體という概念の解釈となると非常に曖昧であり、論拠が明確でない説明がなされている。まさに、井上の「日本の國體は之を説明する事が餘程困難であります」という表現ではじまるように、この國體という言葉を外国語に翻訳する際非常に困惑したという。結局、國體に一つの用語で対応する翻訳では限界があり、いくつかの言葉で説明を加える解釈しかできない。そして、この國體という言葉はその当時の中国から借用してきたものであるが、この言葉が日本に輸入されたとき一時は延喜式にある出雲の國の神賀の詞に「國體（くにかた）」という言葉がみられ、およそは先述したような國のありさまあるいは國のかたちという意味であるという。²⁴ここで問題となる國體という日本特有の意味をもつようになったのは、徳川時代以降特に水戸學の影響が大きいといわれる。²⁵ いずれにしても井上の理解では、國體とは國家全体にかかる幅広い意味をもつものであり、あるひとつの領域からのみ解釈できるものではないということであろう。しかしながら、井上は「日本の國體は萬世一系の皇統を以て基礎となして成立つて居り」、また主権は「日本では何時でも皇位に在り、歴史的に見れば萬世一系の皇統が主権の所在である」という理解を確認するのである。²⁶ 以下、國體が國家成立の根本であること、國體と政體との関係、忠君愛國一致のこと、國體と祖先崇拜との関係、國體と家族関係、などの井上なりの解釈説明が縷々継ぎ、さらには神道とのかかわりにまで言及し、結局のところこれらの解釈の延長線上に、先述した文部省自ら編纂発行した『國體の本義』（1937年、昭和12年）における國體という概念の

官製の解釈へと展開していくことになるのである。

このように井上は、國體にかかる諸問題について自説を縷々述べたうえで、この國民道德の今後についてあらためて次のように締め括るのである。すなわち「道徳は人々が社會を組織して共に、生活をなして行く上に、必然的に起つて来るものであります。畢竟相互の存續發展の為めに無かるべからざるものであります。それで長き歴史を持って居る特殊の民族間に發展して来た道徳の如きは、矢張りその民族の存續發展に必要なるものであったに相違ない。」²⁷要するに、井上は國民道德とその民族の性質とのかかわりは深く、換言すれば國民道德は民族性の顯れであるととらえている。したがって、國民道德とは特殊の國民がその特殊の歴史的背景、つまり日本の場合國體にもとづき実行される道徳のことであると考えられているのである。

4. 藤井健治郎の『國民道德論』—國民道德と倫理學との関係—

次に、井上哲次郎の國民道德論の数年のち、大正の初期に著された藤井健治郎の『國民道德論』をてがかりに、國民道德と倫理學との関係について検討する。著者の藤井健治郎は、井上哲次郎のいわゆる門下生で當時京都大學文學部倫理學担当の主任教授であった。その藤井が、1917年（大正6年）京都府師範學校同窓會主催の夏季講習會において講述したものまとめたものがこの『國民道德論』（1921年、大正10年）である。藤井はその「卷首に」おいて、「私の意見は是迄國民道德を論ぜられた方々の多くのそれとは餘程異なって居る」と自らその異なっているところが本書の存在理由であると述べ、そしてその意味するところは、藤井自らがのちに述べる國民道德と倫理學との関係についての論攷であった。

藤井は、まず國民道德という言葉の出自についてふれ、時期としては1908年（明治41年）頃であるとしている。そしてその根柢としては、1904～1905年（明治37～38年）にかけての日露戰役後の戦勝氣分に煽られ退廃した國民氣分かつ自然主義や共産主義思潮などが、当時の日本の國家成立要件や家族制度と相容れざるものであり、これらを一掃すべく「我が國家の特殊なる精神的基礎たる忠孝優位」の國民道德の創設を図るところにあると考えている。さらにこの國民道德という言葉が、教育の領域において具体的にみられるのは、1910年（明治43年）頃の教育法規綴込みにおける「師範學校修身科教授要目第四學年國民道德ノ由來及其ノ特質」においてであると言うのである。

次いで、藤井は國民道德と倫理學との関係の考察について、まず井上哲次郎に代表される偏った先入観とでも言い得るとらえ方、つまり実践においては國民道德のみが要するものであり西洋種の空理を教示する倫理學は不要であるという見解を斥けている。ところが、このとらえ方は根柢が非常に曖昧でありながらも、このことを提唱する人の考えのなかに根強く残るものであり、藤井がこのことは「倫理という語を極度に忌み嫌つたもの」であると指摘するように、このような単純な理解は誠に残念ながら現在においても道徳教育にかかる見解のなかにみられないとは決して言えないことである。²⁸さらに、この倫理を排除するという姿勢は、当時の文部当局に露骨に顯れており、例えは倫理という学科名を修身に変更しました國民道德講習會講師の人選から倫理學研究者をはずすという非常に単純なものであった。

そこで藤井は、今一度倫理學の本質理解を試みるのである。すなわち、藤井は「倫理學とは道徳生活又は道徳事實の中に潜在せる理法を究明する學科である」という共通理解をふまえて、さ

らに倫理學研究の動機について、次の2点を指摘している。「(1)單なる智識慾のために為やうとするものであつて、言はゞ一的好奇心から道徳に疑を挿み、其の疑を解かうとして倫理學を研究するに至るもの、即ち一種の倫理的遊戯の如きものである。(2)人生といふものを、能ふ限り深く、能ふ限り自覺的に生活せんとする希求、止むに止みがたき切實なる要求より起り来たるもの、即ち一言にしていへば、倫理的動機とも名づくべきものである。」²⁹ 藤井によれば、倫理學も他の諸科学と同様にその目的とするところは真理の探究にあるという。さらにそれ故、倫理學は倫理上の真理さえ見出せば実践上の効果などは顧慮する必要はないと考え方もあるが、これは単に学を学としてとらえたひとつの見解であって、研究者の動機からみれば自ずと異なる考察がなされるという。すなわち、研究者でさえ、深い自覺ある生活あるいは意義と価値ある生活を送ろうとする真摯な実践上の要求に促されていると考えができるというのである。したがって、倫理學研究の動機は、多く倫理的動機から発するものであって、この意味において倫理學は切実な実践上の要求から生じる知識であると、藤井は解釈しているのである。

以上の如く、倫理學を想定したうえで藤井は、國民道徳と倫理學との関係について次のように考察をすすめている。「國民道徳が、或る國民の間に行はれてゐる道徳であるとするならば、その國民たるものは、必ずその道徳に循て生活してゐるものであり、又必ず然かせざるを得ないのである。若しその際に於いて深くその意味を考察することなく、何等の疑惑を起さずに生活し得るならば則ち止むけれども若しこの國民道徳なるものは、如何に生起し如何に變遷し、又何故にこれに循はなければならぬかとふような疑問が一度びその念頭に發すれば、これを解決するといふことは苟くも意味ある生活を送らうと欲するもの、ために必須のことである。而してこの解釋なるものこそ即ち倫理學である。」³⁰ したがって、先の井上哲次郎の『國民道徳論』においてもみられたように、國民道徳の研究は、その道徳の起源や發展を考究する歴史的研究とその道徳の意義や価値を考究する批判的研究とが必要であり、それらの研究そのものが倫理學であると考えられているのである。それ故、國民道徳と倫理學とは決して相反するものではなく、藤井は「事と理との関係」であるととらえているのである。

しかしながら、藤井は自らの見解の結論として、如何なる國民の國民道徳であってもそれはすべて「特有道徳」であり、したがって今ここで問題としている「我が國民道徳」もまたひとつの「特有道徳」であるというのである。すなわち、藤井によれば、道徳の本質が我々人類にとって意義あるものと認識されるのは、まずもって集団のなかにおける人間のあり方について検討せざるを得ないときである。そして、その人間集団は社会と呼ばれ、その社会はある特定の國民によって構成される。それ故、道徳もその國民社会のなかにおいて十二分に実現されることになる。したがって、その國民社会の歴史的發展のあとを辿ることによって、その道徳の特殊性は自ずと明らかになるというのである。一方、國民道徳としての普遍性を否定することも困難であるということは、藤井もふれているところである。すなわち、たとえば正義や人道あるいは孝などという道徳観念が、それぞれ客観的に存在することは否定できない。ただ、それぞれの道徳観念を具体的に説明しようとするとき、「特殊の事情に従ふた主觀の相」をもって行うしかないという考え方である。

結局のところ藤井は、道徳のありようが具体的に示されるとき、その特殊性を否定することはできないというのである。つまり、道徳のあり方にかかる客観的な規範が存在するとしても、それらはあくまでも参考にしかすぎず自らの規範とはなりえない。したがって、自らはそれらを参考としつつも自らの良心にもとづき自ら決定しなければならない。換言すれば、ここに人間の

行為としての道徳的価値があると考えられるのである。このように、真に道徳的価値のある自らの意思決定および行為は、自らの自由な決定であり、藤井の言葉を借りればまさに「刻々の創造」という表現に相当することであろう。そして、このことがまさに実存的なあり方と深くかかわることであり、また道徳における特殊性を發揮することであるとも考えられるのである。

藤井は、この『國民道德論』の末尾に次のような文章を記している。「此の如く國民道德は人類道徳の種々相であり特殊相である。その意味に於いて、國民道德はすべて特有道徳である。特有道徳は絶対道徳から観れば皆それぞれ特殊の意義と価値とを有てゐるものでそれに甲乙の等差をつけることは容易なものでない。然るに人類には自負自慢の弱點があるので吾に特有道徳がありとすると、其特有道徳を以てあらゆる他人又は他國民の道徳に比してすべて優れてゐるものであるかのやうに想ふのである。即ち自己の特有道徳を以て価値に於いて第一等道徳なりと想ふやうになるのである。かく想ふやうになることによって自然に他を卑しみ外を排するやうになる。是は人情の弱點とはいへ大いに戒慎すべきことがらである。」³¹ この藤井の言葉は、表現は稚拙であろうが現代の我々も重く受け止めなければならない警告であるとも言えよう。この自らの特有道徳を第1等などととらえそして他を貶め排除しようとする姿勢は、この大正年間のはじめに藤井によって警戒の念として示されて以来幾度となく繰り返されてきたことであろう。

しかしここで留意しなければならないのは、國民道德のありように第1等あるいは第2等第3等などという判断は本質的にはなされることはありえないが、いずれにせよ國民道德という特有の道徳は、その特有なるが故にその存在の理由を有するという解釈が常になされることである。すなわち、その特有なる國民道德がその特性を發揮することによって人類道徳に貢献することそのこと自体が、かえってその國民道德の存在の意義となり、またそこにその國民道德にとっての価値がみいだされるという考え方があるということである。

5. 國民道德と基督教—基督者海老名弾正の國民道德論—

次に、明治期キリスト教会において多大な影響を及ぼし続けた海老名弾正が、1912年（明治45年）に著した『國民道德と基督教』を手がかりに、明治期の代表的な基督者海老名弾正が当時の國民道德論をどのようにとらえていたのかを検討しておきたい。

これまで述べてきたように、「國民道德」という表現が表立って用いられるようになったといわれる文部省（現文部科学省）主催講演師範學校修身科講習会の記録をまとめた『國民道德の要旨』、また井上哲次郎の『國民道德論』、さらに藤井健治郎の『國民道德論』、これらにみられる一貫した主張は、國民道德の特殊性の根拠が日本の特異な歴史のなかにみとめられ、具体的にはそれが萬世一系の皇統や忠孝の觀念にかかわることがらであるととらえられているところにある。しかるに基督者海老名は、これらに対して異なる見解を示しているのである。

まず海老名は、近代日本明治の教育のはじまりについて次のような認識を示している。すなわち、明治初年における教育のあり方は、一面において旧思想の打破をめざしつつも当時の修身教授の方針が二転三転し混迷していく。³² そしてそのような状況のもと、1890年（明治23年）「教育ニ關スル勅語」が下賜される。この勅語下賜により当時の修身教授のあり方は確定するかの如くみえたが、必然的にその解釈をめぐりさらにその混迷の度合いを色濃くしていくことになる。一方、この勅語成立経緯にみられ、また勅語下賜当初のその目的とするところは十二分には果たさ

れず、日清・日露の戦役を経て戊申証書が発布されることになる。そしてこれらのこととふまえて、さらなる教育上の効果を明確にならしめるために明治末頃から國民道徳の徹底が企図されることになる。おおむね、海老名はこのように状況理解をしたうえで、この國民道徳の本質のひとつである祖先崇拜について基督者としての懸念を明らかにしている。すなわち、日本の祖先崇拜は歐米の祖先尊重主義とは根本的に異なるものであり、日本の祖先崇拜は古代宗教の遺物である故その宗教性を脱していない。そして、神殿のあるところには神靈があると考えられながらも、その神とは歴史上の実在の人物かあるいは神話の時代の半ば架空の人物である。したがって、そのような神話のなかに日本の忠孝の根拠をもとめることははなはだ危険なことであると、海老名は考えている。³³つまり、國家の功労者たる忠君愛國の人々を尊重することを求めるのであれば、宗教的儀式をとりやめ宗教より離れることによって、より多くの様々な人々が心置きなく尊重することができるのでないかという考え方である。また、海老名は「崇拝せらるべき人々は史的研究の鋭利を應用して之を撰択せざるべからず」と述べ、過ぎる歴史評価の問題点を指摘している。³⁴つまり、日本では歴史を過度に重視し、祖先というものの存在を次第に神格化していく過程がみられるというのである。また続けて海老名は、日本の祖先崇拜は家族のあり方と深くかかわり、もちろん家族のあり方について考究することは重要ではあるが、やはり「人間は個人として偉大な価値を有する」ものであるという明治基督者としての明確な見解を示し、短絡すぎる解釈を遠ざけている。すなわち、國民道徳に関しても、根拠の明確でない歴史を重視し、忠孝に深く関与する祖先崇拜を盲目的に信奉するという姿勢はあらためなければならないということである。

以上の如く、海老名は日本の歴史にその主要なる根拠を求めようとする國民道徳のあり方は誤りであると述べる。このことは、現代における歴史認識および歴史の解釈をめぐる問題と深くかかわることであろう。つまり、日本が2000年余の歴史を有し、そこに天皇の存在が深くかかわっていることは事実である。しかしながら、2000年余の歴史について、その個々の事象の検証を試みたところで、様々な解釈が生じ得ることは言うまでもないことである。それ故に、海老名は「國民道徳が此の如き歴史的事実を標準とすべからざるは明らかである」という見解に至るのである。³⁵

そこで、海老名は『新道徳の基礎』という表題の一文にて、次のような提言をしている。すなわち、まさに國民道徳という言葉が用いられるに至る背景には、先述してきたとおり、明治維新を経て急速な近代化をすすめるなかいわゆる欧化か國粹かなどという表現にも代表されるような皮相な軋轢のもと、当時の日本には「精神界の混乱」があった。さらに表現を変えて、「精神だけは日本の昔の伝にして西洋の物質文明のみを容れやうとする」姿勢にそもそも問題があったとする。しかしながら、「西洋の物質的の文明の背景には偉大なる精神界の流が黒潮のやうに非常の壓力を以て流れて居る。然るに日本人は其の本流たる道徳と宗教とを防がんと工夫して居る」次第であることは誠に嘆かわしい限りであるとも述べているのである。したがって、海老名はこのような状況であるが故に、「日本の精神界を新たにする」ために、「その日本に貢献するものは明確なる良心と深遠なる崇敬心とを發揮することである」と述べ、続けて海老名は、まさにこのことが当時の日本における基督教の使命であるとも言い切るのである。³⁶海老名の提言の意図するところは、まさに現代の日本における道徳性の考察に対しても大いに資するものであると考えられる。つまり、近代以降日本において道徳性をめぐる議論は、その基礎となるところをどのようにとらえるのかという点において實に多様であった。そこで海老名は、道徳性に「動かぬ基礎

「を有する」には、倫理學に拠るのでなく、「靈性の本能」に根ざさなければならぬと主張し、道德と宗教のかかわりを強調するのである。³⁷

続けて海老名は、新しき日本における宗教研究の必要性とその意義について、近代日本における基督教の果たす役割とともに述べている。具体的には、海老名は「信仰と忠君」という小論のなかで、國家道德の忠君と基督教信仰との関係について次のように述べている。「聖書に就いて見るに、忠君は聖書の中に著しく表はれて居る。基督教は實に忠君教とも謂ふべき節が見ゆる。一體忠とは如何なる精神状態を言ふのである乎。元来忠とは人格と人格との間に起る最高の精神状態であつて非人格と人格との間には起らない。宇宙を真理とか真如とかに解すれば忠は出て來ない。儒教にて言ふ上帝は人格であるが宋儒以後の天は理とか道とかに解せられるゝが故に之に對して忠の心は起らない。併し基督教に於て説く所の人格ある神に對する人の心は正しく忠の至誠である。」このように海老名の解釈は、いささか牽強付会にすぎる觀も拭い切れないが、なお且つ「主は即ち君であつて基督は自ら忠臣を以て居り、又父は慈父であつて自ら孝子を以て居る」とまで断じるのである。³⁸

そして最後に、海老名はこの『國民道德と基督教』の末尾の「自信」という一文にて「宗教より来る自信の念」の重要性を縷々述べて締め括っている。³⁹ しかしながら、以上これまでにみられる海老名の見解には、その論の展開においてまさにその表題の國民道德と基督教のそれぞれ本質に迫り、そしてそれぞれが如何に切り結びまたまじわるのかというところまでには及んでいないと言わざるを得ない。

6. 和辻哲郎の國民道德論—國民道德論の批判的研究—

これまで、明治末から提唱されはじめた國民道德について、井上哲次郎をはじめ藤井健治郎、そして当時の基督教界の國民道德に関する見解のひとつとして海老名彈生の國民道德論、などの素描を試みた。次に、従来の國民道德論を批判的にとらえ、國民道德と倫理学の関係の考察をさらにすすめた和辻哲郎の『國民道德論』をとりあげたい。⁴⁰

和辻哲郎は、『人間の学としての倫理学』や『倫理学』(全3巻)などを中心に独自の倫理学の構築を試みている。その和辻が、1930年(昭和5年)当時の京都帝国大学における退役軍人のための陸軍省主催第4回社会教育講習会において、「國民道德」講座を担当している。和辻は、國民道德という概念をまさに近代化をめざしつつある明治以降の日本にとりあげられた課題であるととらえ、またこれまでの國民道德論への非難と新たなる國民道德論の構築をめざしている。

和辻は、まず國民道德の概念を整理分類することからはじめている。和辻によれば、國民道德の概念は次の3つの意義において確定されるという。つまり、1つは日本国民に特有なる道徳、2つは日本のみならずそれぞれの国民に特有なる道徳、3つは當為としての國民道德を意味しているのである。そしてこのことについて、和辻は具体的に次のように述べている。「歴史的事実としての國民道德といえども道徳である限り當為である。しかしそれは、それぞれの時代に當為として通用したのであって、現代にも同様に通用するとは限らない。それに対してわれわれはかかる歴史的事実としての道徳を道徳たらしめている原理、現代においても當為でありまた過去においても當為であったところの原理を問題とすることができる。これを當為としての國民道德として一応歴史的事実から区別することができる。」⁴¹ したがって、歴史的事実とし

てのある国民の特有の道徳は、その対象とするところは必ずしも国民ひとりひとりとしての立場の道徳であるとは限らない。一方、当為としての国民道徳は、国民ひとりひとりとして守るべき道徳であり、そしてこのことはまさに倫理学研究によるものである。つまり、国民道徳の概念についての検討は、歴史の問題と原理の問題とを区別しなければならないということである。

しかしながら和辻に言わせれば、国民道徳についての解釈は決して一様ではなく、混同が明らかであるということである。すなわち、一方で日本国民に特有なる道徳の研究をめざしつつ、歴史のありように基づき當為としての国民道徳を解明しようとする立場がある。つまり、その国民の過去の生活の基盤のうえに新しい道徳的基準の構築を試みるのである。したがって、この場合歴史の問題が原理の問題となり、倫理学研究の必要性がなくなるということである。また一方で、當為としての国民道徳の研究をめざしつつ、歴史的に特殊性を有する国民道徳の事実と関連付けて解明しようとする立場がある。つまり、道徳性における普遍はいわゆる人としてふまえなければならない道であり、道徳性における特殊はいわゆる国民としてふまえなければならない道である。そして、後者は国民によって異なる。言い換えれば、それぞれ国民の道徳的特色とでもいべき、それが国民道徳ということである。⁴² それでは、国民としてふまえなければならない道が、何故国民によって異なるのであろうか。この点について、和辻は次のような理解を示している。つまり、国家の存続と発展とを図るために国民は一定の道徳を実行しなければならない、そしてその一定の道徳が国民道徳であると考えれば、當為としての国民道徳はそれぞれ国民においては異なることはない。したがって、それぞれの国民に道徳的特徴がみられるることは事実であるが、そのことは国民そのものの特殊性であり當為としての国民道徳そのものの特殊性ではない、と和辻は言うのである。⁴³ つまりここには、原理としての国民道徳と歴史としての国民道徳との混同がみられるということである。

また和辻は、次のような国民道徳の解釈を批判している。すなわち、国民道徳はいわゆる国民の守り行うべき道徳であって、国民のいるところにはどこでも通用しなくてはならない。したがって、国民道徳そのものが道徳の特殊な面であるとは言えない。しかしながら、普遍的な国民道徳に対しては、その特殊なあらわれとしてわが国特有の国民道徳がある。普遍は特殊においてのみその姿をあらわし、特殊は普遍の実現としてのみ特殊であると考えられることから、普遍的な国民道徳を問題とすれば、必然的にわが国特有の国民道徳をも問題とせざるを得ない。そして、ここにいうわが国特有の国民道徳は日本人にとっての規範であるということができる。以上このような考え方に対して、和辻は率直に疑問を呈するのである。つまり和辻によれば、たとえ歴史的事実としてもわが国特有の道徳として形成されたものは、その形成された時代においては常に普遍的原理の実現をめざす努力のなかで生じたものであって、はじめから日本の特殊の規範などをめざしていたのではないと言うのである。明治以前はまさにそのとおりであると具体的に例を挙げながらも、とりわけ明治以降はわが国特有の国民道徳が強調されるに至ったと、和辻はとらえているのである。⁴⁴

それでは、何故明治以降これほどまでにわが国特有の国民道徳が強調されるに至ったのか、このことを解説する手がかりのひとつに「国民」という概念の曖昧さが考えられる。すなわちこのことについては、和辻も同様に指摘しているところであるが、日本の近代以降「国民」という概念がまずもって全体を意味するのかあるいは個人を意味するのかが判然としていないということである。国民道徳という枠組みのなかでは、「国民」はおよそ「国家に属する人々」という意味においてとらえられよう。しかしながらこの解釈のみでは、「国民」が全体としてとらえられて

いるのかあるいは個人としてとらえられているのかが未だ明確ではない。もともと英語の nation としての翻訳語としてとらえられている「国民」という語は、国家の成員全体という意味で理解される。しかし、国民道徳論における「国民」は、全体としてとらえられながらも同時に個人としてもとらえられるのである。つまり「国民」とは、全体にして個であり、個にして同時に全体であるという解釈がなされ得るのである。この問題について、和辻は次のような見解を示している。「国民の意義はかくしてわれわれを人間の国民的存在の問題に導いていく。これは一般に人間の存在構造の問題に属するものである。すなわち、吾人にとっては倫理学の問題であっていわゆる国民道徳論の問題ではない。人間の国民的存在はわれわれの国民が歴史的に実現したいかなる道徳にふれることなくして考察せられ得る。それは人間の社会的存在における歴史性と風土性とを明らかにするとき、必然に突き当たらざるを得ない問題である。人間の全体性は具体的には国民として実現せられる。人間性の理念の実現は特殊態としての国民を通じてでなければならぬ。普遍的道徳はただ国民的道徳としてのみ具体性を得ることが出来る。これらのこととはわが国民の道徳を特に顧慮することなくしても、人間の存在構造の詳細なる分析によって明らかにせられ得ることである。われわれは、わが国民の道徳を歴史的に考察し得るためには、すでに国民が何であり道徳が何であるのかの知識を、すなわち倫理学を予想していなくてはならぬ、ということだけは主張しておきたいのである。」⁴⁵ 以上の如く和辻は、倫理とは人間存在の道理であり、したがって倫理は人間存在に普遍的であって、特に日本における特殊の倫理というように限定されるものではないと考えているのである。

最後に、和辻の指摘にもあるように、国民道徳のありようが明治以前すなわち日本の「近代」以前ではなく、明治以降すなわち日本の「近代」以降にとくに強調されているという経緯、そして「国民」という語の曖昧なとらえかたや、また国家に対する意識など、国民道徳という概念の本質的な理解をすすめていこうとすれば、日本のいわゆる「近代」とは一体何を意味するのか、また日本の「近代」以前の姿をわれわれはすでに知っているのかあるいはまた知り得るのか、という素朴な疑問が生じてくるのである。⁴⁶

7. おわりに—日本の「近代」と道徳性—

「われわれは如何に生きるべきか」という問いかけは、人間がその生を全する限りにおいて問い合わせられなければならない課題であると言えよう。しかしながら、このような問い合わせは、その問い合わせる状況によってその意味を異にする場合がある。たとえば、経済的に悩んでいる人は就職の問題や当面の金銭の工面などについて問い合わせることになるであろう。また、何かを学ぼうとする人は、その学ぶ方法について問い合わせることになるであろう。したがって、これらの問い合わせは、つまるところそれぞれ異なる答えを求めていると考えられるが、これらの問い合わせの究極には共通するものがあり、それは「われわれは如何に正しく生きるべきか」または「より善く生きるにはどうすればよいのか」という問い合わせが存在することが考えられよう。そしてここで問題となるのは、「正しく」あるいは「より善く」とは一体如何なる意味であるのかということである。このことは、人の生き方が正しいとかより善いとかということが如何なる倫理的な原理によってなされ得るのかという問い合わせそのものが、まさに究極の倫理学の課題であることを示していると言えよう。

また、倫理の原理についていえば、大別して2つの立場あると言うことができる。まずは、これをア-プリオリな永遠不変のものとみる立場で、プラトンやカントなどがその代表である。一方は、これを社会的合意による歴史的発展的なものとみる立場で、アリストテレスや近現代の英米の倫理思想にみられるものである。したがって、倫理が、それを受け入れる人間や文化また風土などの影響を受けることも十二分に考えられることである。たとえて言えば、日本における江戸時代末期以降明治にかけての倫理は、おおむね忠孝であるということができよう。一方、第2次世界大戦以降現代に至る倫理と言えば、民主主義に代表される自由や平等であろう。しかしながら、倫理として特殊な一面を有しながらも、普遍的な一面をも決して否定できないことは、これまでの倫理学史を繙けば明らかなことである。それでは、現代日本の社会に生きるわれわれにとって望ましいと考えられる倫理とは、如何なる倫理でありまたそれを実践していく如何なる道徳なのであろうか。

倫理とは、人間が存在するための道理を示すものとも言うことができよう。したがって、倫理は人間存在にとって普遍的なものであると考えられる。現代の日本社会に生きるわれわれは、普遍的な倫理というものをさらに実践へと繋げていく努力をしていかなければならない。日本は、近代のある時期を除いては日本の特殊性を強く打ち出すということは、歴史を顧みてもほとんどみられないのではないだろうか。しかしながら、過去において普遍であるととらえられてきたことが、のちのある時期において特殊なありようとして現実の様態をあらわすことは確かにあり得る。そして、ある特定の時期における様々な社会情勢の影響のもと、普遍的なありようが特殊の様相を呈することがあることを認識しておくことは肝要なことである。つまり、現実態における特殊性を考察することによって、その本質となる普遍性へと意識が向かうことが考えられるのである。

そこで問題となることが、先にも若干ふれたように日本における「近代」のとらえかたであろう。換言すればこのことは、日本が「近代」を迎える明治維新以降の基本的な社会のあり方や価値意識の変革の問題であろう。周知のとおり、幕末のペリー来航にはじまる外国勢力の開国要求を契機に、当時国家や国民としての統一要求がうみだされてくる。そして、近代的な国民国家の創設が急ぎもとめられ、具体的には近代的な技術は積極的に導入されながらも、近代西洋文明の精神なるものを採りいれることにやや怠りがあったことも否定できないのである。たとえばそのひとつに、現在日本の教育改革論議のなかで問題となっていることであるが、欧米の国民国家においてはおおむね求められるいわゆる公共心の育成や社会道徳を育むことなどは、明治の新国家建設の際にはその本質的な意味においてはほとんど意識されることはなかったと言うことができる。否、それどころかその精神的支柱を、かつての封建時代の儒教思想や国学思想によって代用しようとする動きさえ如実にみられるのである。そしてこのような経緯のなか、明治末頃から「國民道徳」が提唱されるのである。これまで述べてきたように、國民道徳はそもそもある民族による特殊な性質を示すものであるが、そのことは人間にとって普遍的な原理が歴史などによる特殊性のなかに顕現されたことにすぎないのであって、本質的には普遍なのである。しかしながら、幕末から明治維新を経て、日本が近代的な国家を創設すべく国民の自覚を促すために、単に国民としての道徳ではなくわが國日本の国民としての道徳のあり方を際立たせる必要に迫られることになる。そしてここには、日本の近代のはじまりである明治維新以降とりわけ政治的価値が、文化的価値その他の諸価値より優位に位置するという特徴の一端がみられる。このことはR・ベラーが、その著『徳川時代の宗教』のなかでいみじくも次のように述べている。「日本は政

治的価値の優位性を特色とする。政治は経済より優位を占めている。ここでは、経済価値という用語の場合と同じく、政治的という形容詞は非常に広い意味にとることにする。図式的にいうなら、政治価値は、遂行と特殊主義の類型変数を特徴とする。その中心的関心は、（生産よりもむしろ）集合体目標にあり、忠誠が第一の美德である。支配と被支配が“すること”よりもずっと重要であり、権力は富よりも重要である。」⁴⁷「主要な関心が体系目標にあるというとき、そこにはすでに特殊主義の価値が暗に含まれている。家族であれ、藩であれ、全体としての日本であれ、当該集団の構成メンバーの一人が属しているのは特殊な体系ないし集合体である。これらに献身することが、真理とか正義とかに対するような普遍主義的献身よりも優先する傾向をもつ。もちろん、徳川時代の日本でも、普遍主義や普遍主義への献身はあった。しかし、主張したいのは、特殊主義がなによりも優先したということである。」⁴⁸

このようにベラーの指摘する政治的価値の優位は、まさに近代日本の国家のあり方を検討するうえでひとつの重要な示唆であると言うことができる。また同様に近代日本の国家像について、河上肇が自らの論説「日本独特の国家主義」のなかで天皇制国家のもとでの国家主義の特徴を国家と個人の関係の視点より次のように端的に述べている。「日本に在っては個人を以て自存の価値あり、自己目的性を有すと看做す能はず、独り自存の価値を有し自己目的性を有する者は只だ國家あるのみと爲す」⁴⁹「日本人は国家に没我すれども国家以上のものに没我する能はず。（中略）国家の為に戦死することは、日本に在つては、人々の望む所にして且つ世人の賞賛する所なれども、例へば米国独立戦争の如き場合に於いて、自由の為め人道の為めに、其の独立軍の軍隊に投げ云ふが如きことは、日本人の望まざる所にして、且つ日本人一般の賞賛を博する所以の行為にはあらじ。」⁵⁰ここにみられるのは、個人に対する国家の価値的優位、そして国家を超えた普遍的価値の存在を認めようとしない個別主義である。

この問題は、端的に言えば、国家と個人との関係にかかわることであるが、留意しなければならないのは集団としての国家とその実体化の問題である。すなわち、明治憲法下においては、諸説はみられるものの国家を固有の人格性を持つ國體と見なしていた。国家は、それ自体独自の存在の意味を有する集団としてとらえられていたのである。しかしながら、全体としての国家の意思や利害があきらかにされるとき、国家の構成員である個人個人の意思や利害がどのように位置付けられるかが重要な問題となる。とりわけ、近代日本明治国家においては、天皇が統治権の総攬者であり、集団としての国家の実体化が際立つことによって国家構成員の個人の存在の意味が矮小化され、逆に全体としての国家の存在の意味が拡大されることになるのである。⁵¹

そしてこのような経緯のなか、先に述べた近代日本における政治的価値の優位性を結果的により明確ならしめることとなったのが、「國民道德」の提唱であったと言えよう。つまり、いわゆる「一国は一家の拡充せるもの」という発想のもと、この道徳観は家族国家のイデオロギーを形成していくことになる。そして、まさにこの家族国家観を推奨すべく尽力した人物が先の井上哲次郎であり、彼の著した『國民道德論』であった。井上はそのなかで、「個別家族制度」は個々の家族のもつ家族制度の組織であるが、「綜合家族制度」とは「個々の家族を引括めた一団体」を意味し、そこでは天皇が家長として統率する一大家族とも言うべき国家組織のかたちをつくっているととらえている。続けて井上は、次のように述べている。「その一大家族制度の家長として天皇が在らせられることは、丁度一つの家族に一つの家長の有るが如しであります。法律上、スッカリ同じといふ訳ではありません。法律上、一家族の家長と天皇とを同じやうに見る訳にはいかぬけれども、家族制度としての組織は同じである。」⁵²つまり井上は、国家を家族に置き換えて

とらえており、天皇制国家のもとにおける家族国家観をもっていたのである。

また、この家族国家観の背景には、家における血統の連續性および同一性を重視する意識がみられる。このことは、1898年（明治31年）施行のいわゆる明治民法によって法的に根拠づけられているといわれる。⁵³ そして、このことを精神的に裏づけることになるのが、祖先崇拜の観念ということができるであろう。つまり、家族国家観が祖先崇拜と結びつくことによって、縦の時間軸が明確になり、血統の観念が強調されることになる。先に井上哲次郎が述べていたことも、まさに特殊な家族制度にもとづく家族国家観と祖先崇拜の観念の関係性であり歴史的なつながりの重視であった。このことについて、井上は次のように述べている。「家族制度は祖先崇拜と相関係して居る。祖先崇拜が無くなれば、家族制度というものは無い。家族制度は祖先崇拜の形を成して現れたものであります。家族制度は祖先崇拜の形体的方面と言つて宜い。」⁵⁴ このように、祖先崇拜の観念が強調されることによる家族国家観は、「一国は一家の拡充せるもの」や「家は小なる国にして國は大なる家なり」と表現されるように、国家と家族、國家と家という双方の関係をより緊密なものとするのであると考えられる。すなわち、天皇制国家そのもののあり方が、「萬世一系の天皇」というとらえかたに表されるように統治権の総攬者としての天皇の存在という縦の時間軸である継続性そのものに絶対的な価値をおくものであった。そしてこのことが、のちに「國體」という観念へと結実していくのである。⁵⁵ いみじくも井上は、このことに関して、「萬世一系といふやうに立派に行かなくても、矢張り先祖を継いで、代々相続人が一家の代表者となって行くといふやうな継続的な観念」が必要であり、このことが國民道德の中核として重要な意味をもつものであると述べているのである。⁵⁶

結局のところ、近代日本のはじまりにおいて創設された明治新国家は、その統治する領域を、単に公共的な問題にかかわる人々の外的行為を制度上規制することにとどまらず、人々の私的生活様式やまた内的な価値意識にまで拡大することになる。このことは、明治新国家がいわば天皇制国家であり、先述したように縦の時間軸という継続性の重視やまた祖先崇拜をいわばキーワードとする「國民道德」の推奨などにより、まさに天皇制国家そのものが道徳的実体としてのあり方を強めていくことになることを意味しているのである。そして、この「國民道德」は先の家族国家観を支える理念となり、この家族国家観のもとでは個人の利益追求や利害対立そのものが悪とされ、共同体的な道徳秩序が尊重されることになる。まさに井上が言うところの、「祖先崇拜は求心力となつて血統を結付ける。これが統一の習慣を作る機械となる。此統一の習慣を全国に押下げて行くと拳銃一致の態度に出づることが出来る。それで、家族制度は我国に於ては愛国心の基礎ともなつて居るのである。家を愛する心が本になって國を愛する心が生じるのである。」ということである。⁵⁷

以上のように、「國民道德」は家族国家という観念を国民教化のイデオロギーとして押し広めていくひとつの具体的な方策であった。そしてその背景には、当時の日露戦役後の日本の地位の上昇とそれに伴う新たな国家目標の喪失感、また同様に当時の日本国内の社会情勢たとえば工業化および都市化の進行に伴う個人主義の台頭などの国家としてのアイデンティティのゆらぎなどがみられる。このような状況の根底にながれる国家に対する思潮は、まさに現在の教育改革のながれのなかにおける教育基本法改正論議と軌を一にするものと考えられる。つまり、先の井上の「家族制度は我国に於ては愛国心の基礎ともなつて居るのである。家を愛する心が本となって國を愛する心が生じるのである。」という一節は、全く今もって教育基本法改正論議の一部にみられるとも言うことができるからである。

また、そもそも家という観念の中核をなす祖先崇拜は、柳田國男のいうところの農業を主たる生業とする定住生活を基盤として形成されたものと言うことができよう。しかしながら、この明治期に形成された家という観念は、祖先崇拜を中心とした血統重視の精神的なつながりのなかに位置付けられると考えられる。したがって、日本における近代以降の道徳意識、つまり「國民道徳」に代表されるような価値意識は、近代以前の道徳意識とは大きく異なるものであると言わざるを得ない。

最後に、この問題は、日本の近代にはじまりそして現代のわれわれの価値意識にまで大きな影響をおよぼしている「國民道徳」にも代表される道徳性が、近代以前の道徳のありようをどのように否定してきたかについて明らかにしなければならないことを意味していると考えられよう。⁵⁸ したがって、現代の日本人をとらえる道徳性について、日本の近代以降の価値体系をひとつずつ指定したうえで、あらためて日本の近代国家成立以前における道徳のありようを検証する作業が今後の課題となるであろう。

注

1. 藤田英典『新時代の教育をどう構想するか—教育改革国民会議の残した課題』(岩波ブックレット533)、岩波書店、2001年
藤田英典『教育改革—共生時代の学校づくり』(岩波新書511)、岩波書店、1997年
2. 押谷由夫『「道徳の時間」成立過程に関する研究—道徳教育の新たな展開』東洋館出版社、2001年
3. 文部省編纂『國體の本義』、1937年
これは、日本が本格的に中国大陸に進出しいわゆる日中戦争が勃発し国内においては國家総動員体制が確立されるなか、昭和12年当時の文部省が「本書は國體を明徴にし國民精神を涵養振作すべき刻下の急務に鑑みて編纂した」ものであり、太平洋戦争終結まで重版された。
4. 押谷由夫、前掲書、60-62頁
5. 同上、66-67頁
6. ここにいう「内面的な力を耕す時間を小学校から高等学校まで一貫して教育課程のなかに位置付ける」ということは、公教育の本質的なあり方を考える時、再検討の課題であると言えよう。
7. 穂積八束『國民道徳の要旨』、文部省、1910年（明治43年）、2頁
8. 同上、2-3頁
9. 同上、9頁
10. 同上、20頁
11. 同上、21-22頁
12. 堀尾輝久『新版 教育の自由と権利—国民の学習権と教師の責務』、青木書店 2002年、34-42頁
13. 穂積八束、前掲書、27頁
14. 堀尾輝久「国民教育における中立性の問題」『現代教育の思想と構造』(岩波同時代ライブラリー123)、岩波書店、1992年、293-302頁
15. 穂積八束、前掲書、32頁
16. 井上哲次郎『國民道徳論』、三省堂、1912年（明治45年）、2頁
17. 同上、2頁
18. 本山幸彦『明治国家の教育思想』、思文閣出版、1998年、65-90頁
19. 木戸孝允「普通教育の振興につき建言書案」『教育の体系』(日本近代思想体系6) 岩波書店、1990年、3頁
20. 井上哲次郎、前掲書、22頁
21. 同上、24頁

22. 同上、27-28頁
23. 同上、34頁
24. 延喜式：養老律令の施行規則を集大成した法典、905年（延喜5年）—967年（康保4年）、50巻。
25. 会沢安『新論』：後期水戸学の経典。國體・形成・慮情・守禦・長計の項から成り、内外の政治的危機を克服し、國家の富強を実現するため民心統合の手段として尊王と攘夷を強調した。
26. 井上哲次郎、前掲書、39頁
27. 同上、299頁
28. このことは、近代日本における道徳教育の歴史を顧みれば明らかなことと言えよう。たとえば、明治初期の翻訳修身書にはじまりそして教育勅語の成立から戊申詔書の発布を経て國體の本義にいたるまでの一連のながれのなかにみられる当時の德育に対する方針とその内容である。
29. 藤井健治郎『國民道徳論』、北文館、1921年（大正10年）、22-28頁
30. 同上、24-25頁
31. 同上、315頁
32. 明治以降修身科教授方針の変遷についての考察は、日本の戦後の道徳教育をめぐる一連の議論と深く関連するものであり、さらには現在の教育改革における道徳教育に関する論議の方向性に何らかの示唆を与えることとなるであろう。
33. 海老名彈正『國民道徳と基督教』、北文館、1912年（明治45年）、21-22頁
34. 同上、23頁
35. 同上、33頁
36. 同上、268-271頁
37. 同上、272頁
海老名がいう「靈性の本能」とは、「新らしく生れたる神の子の精神から出づる」ものであると言う。
38. 同上、288-289頁
39. 同上、295-303頁
40. 和辻哲郎「國民道徳論」「和辻哲郎全集 別巻二」、岩波書店、1991年、51-90頁
41. 和辻哲郎『教育科学講座』（第7冊）、岩波書店、1932年、『和辻哲郎全集』（第23巻）、岩波書店、1991年、164頁
42. 同上、93-94頁
43. 同上、94頁
44. 和辻哲郎『新倫理講座』（第5巻）、創文社、1952年『和辻哲郎全集』（第23巻）、岩波書店、1991年、388-389頁
45. 和辻哲郎『和辻哲郎全集』（第23巻）、岩波書店、1991年、102頁
46. まさに、この日本の「近代」を見直す契機となるひとつが、柳田國男の民俗学であると言うことができるであろう。
47. R・ベラー『徳川時代の宗教』（岩波文庫、池田昭 訳）、岩波書店、1996年、40頁
48. 同上、54-56頁
49. 河上肇「日本独特の国家主義」（『中央公論』明治44年3月掲載）、『河上肇著作集』（第8巻）、筑摩書房、1964年、190頁
50. 同上、207-208頁
51. 松本三之介『天皇制国家と政治思想』、未来社、1969年
52. 井上哲次郎『國民道徳論』、三省堂、1912年、184頁
53. 川島武宜『イデオロギーとしての家族制度』、岩波書店、1957年、33頁
54. 井上哲次郎、前掲書、178頁
55. 文部省編纂『國體の本義』、1937年
56. 井上哲次郎、前掲書、178頁
57. 同上、180頁

58. 「中央教育審議会基本問題部会中間報告素案」(平成14年10月17日)

—第二章 新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について

1 教育基本法見直しの必要性

(1) 教育基本法見直しの視点

‘現行の教育基本法を貫く「個人の尊厳」「真理と平和」「人格の完成」などの理念は、新しい時代の教育の基本理念として大切にしていく必要があると考えられる。しかしながら、現行法には、新しい時代を切り拓くたくましい日本人を育成する観点から重要な教育の理念や原則が不十分であり、見直しを行うべきであるとの結論に至った。’

(2) 一略一

2 具体的な見直しの方向

(1) 教育の基本理念

‘現行法に掲げられている基本理念に加えて、現在及び将来の教育において重要であり、教育基本法に規定すべきと考えられるものとして、(i) 個人の能力の伸長、創造性の涵養、個人の自己実現、努力や向上心 (ii) 感性、自然や環境との関わり (iii) 社会の形成に主体的に関わる「公」の意識、公共心、道徳心、倫理観、自律心、規範意識 (iv) 日本人としてのアイデンティティ (伝統、文化の尊重、郷土や国を愛する心) と国際性 (国際社会の一員としての意識) 以下 (v) (vi) (vii) 一略一’